様式第１１号(第１５条関係）

　　　年　　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　様

**美幌町長**

**保育料特別徴収通知書**

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1．対象児童



2．徴収内容



この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に、美幌町長に対して審査請求をすることができます。

さらに、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、美幌町を被告として（訴訟において美幌町を代表する者は美幌町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３箇月を経過しても裁決がないとき。

②　この処分、その執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき、正当な理由があるとき。